

川口市選管告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の2規定により、本市における在外選挙人名簿を編製する投票区を次のとおり定める。

川口市の指定在外選挙投票区指定告示（令和3年川口市選管告示第29号）は、廃止とする。

令和4年6月1日

川口市選挙管理委員会  
委員長 岩澤 勝徳

公職選挙法第30条の3第2項及び同法施行令第23条の2第1項の規定により、本市における在外選挙人名簿を編成する投票区

指定在外選挙投票区	当該指定在外選挙投票区に係る区域
第3投票区	法別表第1に規定する埼玉県第2区の選挙区に属する区域
第55投票区	法別表第1に規定する埼玉県第15区の選挙区に属する区域